

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：平成27年10月27日（火）

担当課：街づくり計画部 街づくり総務課

件 名：大和市建築審査会条例の一部改正について	
提出理由：建築基準法の改正に伴い、大和市建築審査会条例の一部を改正するにあたり、その内容について了承を得るため	
内 容： 1. 背景 - これまで建築審査会委員の任期については、建築基準法第80条により「2年」と規定されていたが、全国的には建築、法律等の専門家の人材不足から委員の選定に苦慮する状況となっていた。 - また、紛争が頻繁に起こる都市部と紛争が少ない地方では、審査会の開催回数や許可同意件数、審査請求提起件数等に大きな相違も見られていた。 - このような中、平成27年6月「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第5次分権一括法）が施行され、建築基準法の一部改正により、建築審査会委員の任期については、委員の確保など地域の実情に応じた建築審査会の運営に資するため、省令の基準を参酌し、条例で定めることになった。	2. 条例改正の内容 - 大和市建築審査会条例に委員の任期に関する条項を追加する。 - 本市では、現在の任期で委員の確保に支障をきたすことはないため、省令の参酌基準のとおり、任期を「2年」と規定する。 3. 県内各市の状況 - 建築審査会を設置する県内13特定行政庁のうち、12特定行政庁が参酌基準のとおり、「2年」の任期とする予定。 4. 施行日 - 平成28年4月1日
経 過 S61. 4 建築主事を置き、特定行政庁となる大和市建築審査会条例施行 H27. 6 建築基準法改正により建築審査会委員の任期を条例で定めることとなる	今後の予定 H27. 12 議案提出 H28. 4 大和市建築審査会条例施行